

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2018-527407(P2018-527407A)

【公表日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2018-530677(P2018-530677)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/734	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	19/00	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/444	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/734	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	19/00	
A 6 1 P	21/00	
A 6 1 K	31/444	
A 6 1 K	47/36	

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月18日(2019.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

N, N, N', N' - テトラキス - (2 - ピリジルメチル) - エチレンジアミン (T P E N) 又はその医薬的に許容可能な塩と、アルギネート化合物と、医薬的に許容可能な担体からなる、医薬組成物。

【請求項2】

前記アルギネート化合物がアルギン酸ナトリウムである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記アルギネート化合物の平均分子量が約10～約300kDaである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記アルギネート化合物の平均分子量が約10～約50kDaである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記医薬組成物中の前記アルギネート化合物の濃度が約0.1～約10% (w/v) の範囲である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記医薬組成物中の前記アルギネート化合物の濃度が約1～約4% (w/v) の範囲である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記医薬組成物中の前記アルギネート化合物の濃度が約2% (w/v) である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記医薬組成物中の前記アルギネート化合物の濃度が約1% (w/v) である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記医薬組成物中の前記T P E Nの濃度が0.1～100μMの範囲である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記医薬組成物中の前記T P E Nの濃度が1～50μMの範囲である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記医薬組成物中の前記T P E Nの濃度が1～10μMの範囲である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記医薬組成物中の前記T P E Nの濃度が3～5μMの範囲である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記アルギネート化合物が、1：1～3：1の範囲のモノマー比で-L-グルロン酸と-D-マンヌロン酸を含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項14】

虚血再灌流傷害、心臓血管疾患、虚血性心疾患、急性心筋梗塞、心筋低酸素症、虚血性脳状態、虚血性脳卒中、神経変性疾患、黄斑変性症、眼の虚血性症候群、虚血性視神経症 (ION)、糖尿病性網膜症、及び関節炎からなる群から選択される低酸素関連疾患を治

療するための、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 15】

急性心筋梗塞を治療するための、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

虚血性脳卒中を治療するための、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

医薬組成物が、静脈内投与又はカテーテル法によって投与される、請求項 14 又は 15
又は 16 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

医薬組成物が、静脈内投与によって投与される、請求項 15 又は 16 に記載の医薬組成
物。

【請求項 19】

静脈内投与が、静脈内注射又は静脈内点滴である、請求項 17 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記カテーテル法が、動脈内カテーテル法である、請求項 17 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

治療有効量が約 0 . 1 ~ 約 10 ml の範囲である、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

治療有効量が約 0 . 5 ~ 約 5 ml の範囲である、請求項 14 に記載の医薬組成物。

【請求項 23】

医薬組成物が、動脈内カテーテル法によって投与される、請求項 16 に記載の医薬組成
物。

【請求項 24】

医薬組成物が、再灌流の開始、その間、又はその後に投与される、請求項 15 又は 16
に記載の医薬組成物。